

障がい福祉計画への提案

乙訓圏域障がい者自立支援協議会相談支援部会では、平成28年度の取り組みとして、乙訓圏域の各市町における障がい福祉サービスの実績や障がい福祉計画の計画値と圏域全体のニーズとの整合性、整備すべき社会資源等について検討するとともに、次期障がい福祉計画策定への意見として、「障がい福祉計画について まず現状を知る」（以下、「報告書」という。）を作成しました。

また、本年度は報告書をもとに、乙訓圏域の各市町が策定中の第5期障がい福祉計画への提案について検討してきました。

障がい福祉計画を策定されるにあたり、障がい福祉サービス等全21事業の中で、部会で検討した課題解決が早急に必要な9事業について、今後の見込みや事業内容に関する提案として、次のとおりまとめました。

各市町の計画を検討される上で、十分な御配慮をいただきますようお願いいたします。

平成29年9月

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

相談支援部会長 石松 友樹

居宅介護・重度訪問介護

支援者（ヘルパー）の不足は全国的な課題であり、乙訓圏域においても大きな課題となっています。サービスの質と量を確保しながら安定した暮らしを維持していくためには、ヘルパーの確保が不可欠であり、募集に向けた広報や養成研修をより充実させる必要があります。また、ニーズが重なる朝夕の時間帯は特にヘルパーの確保が困難であり、個別ケースの分析を進め、ニーズの多い時間帯を避けたプランニング等により、今ある社会資源を有効に活用するための工夫を取り入れていく必要があります。

生活介護

平成 18 年の障害者自立支援法（平成 24 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正。以下、「法」という）施行以降、様々な事業形態でのサービス提供が可能となり提供量は増えてきていますが、支援学校卒業生や高齢等による就労継続支援 B 型事業等からの移行先として利用の増加が見込まれます。このため今後とも事業所の新・増設に対する建設費や住民対応等の支援が必要です。

また、既存の事業所も様々な利用者のニーズに応じていくために、創作活動や簡単な作業だけではなく、健康維持管理的な要素なども取り入れて事業内容の多様化を図りながら、利用者ニーズとサービスをマッチングさせる取り組みを進めていく必要があります。

就労継続支援 B 型

生活介護と同様、法施行以降、様々な事業形態でのサービス提供が可能となり、現状では利用希望者に対してサービス提供量が不足する状況ではなくなりました。

この事業は、一般就労に向けての訓練が必要な方のステップアップの場であり、また高齢障がい者等の雇用に向けての訓練を前提としない「福祉的就労」の場でもあるため、利用者の幅が広く、ニーズも多種・多様なサービスとなっています。

したがって、それぞれの事業所における作業内容や支援内容は様々なものとなっています。

このため、各事業所の特色の周知を図り、利用者にあった事業所に繋げていくことにより、安定した日中活動の場を提供することが求められています。

また、工賃向上を目指して事業所間の連携による効率的な需給の仕組み構

業や公的機関からの物品調達の拡大と付加価値の高い製品を作るための事業所の創意工夫も必要です。

短期入所

利用者ニーズは非常に高いのですが、圏域内の入所施設は1カ所のみで、夜間体制が十分でない通所施設やグループホーム併設の5カ所と併せて6事業所に限られ、利用者の多くが圏域外の事業所に依存しており（報告書 p24 参照）サービス供給量は慢性的に不足しています。

今後、家族の高齢化に伴い、緊急的な利用が必要となるケースが増えると予想され、新たな事業所の開設が喫緊の課題となっています。

このような中、少しでも短期入所を利用しやすくするために、現在検討されている「地域生活支援拠点」に利用を調整する機能を備えることにより今ある短期入所施設の有効活用を図ることや、障がい特性等により、やむを得ず圏域外施設の利用が必要な方の移送に係る支援の検討も必要です。

さらに、現行制度で認められている介護保険施設や病院等での障がい者の短期入所の受入れを実施している圏域もあり、乙訓圏域でもこれの実現に向けての検討が必要です。

共同生活援助

グループホームの利用ニーズに対して、この圏域では圧倒的に提供量が不足していますが、グループホームの整備が進まない要因として、住宅集積地が多く一定の広さの土地の確保が難しいこと、建築基準法や消防法等の規制により一般住宅より建設費が多額になること、近隣住民の理解を得にくいことが予想されることなどの困難さがあるためと考えられます。

他の圏域では、一時資金や土地の確保を必要としないオーナー方式のグループホームも増えてきています。これは整備の促進に有効な方法であり、乙訓圏域でもこれまで現実的な手法としていくつかの取り組みがなされてきましたが、実現までには至りませんでした。

グループホームのニーズは国・府の施策で「地域生活」を重視した施策が示されていることから一層高まることが予想されますが、整備にあたっては、建設用地・資金・住民理解・支援職員の確保等、大きな課題を解決していかなければなりません。

また、重症心身障がい者等の重度障がいのある人のためのグループホームは特別な構造・設備が必要で建設費が高額となります。

今後ともグループホームの整備に当たっては、整備する法人だけでなく、行政、保護者・家族が協調・協働して、より良い進め方を考えていく必要があります。

施設入所支援

入所施設の新設は、国の方針として、「真に必要なものに限定する」とされ、困難な状況にあります。乙訓圏域は人口比で施設数（定員）が圧倒的に少ないため、圏域での生活を続けるために入所施設の新設を求める声も多くあります。

このため、圏域内での入所機能を有する施設の実現に向けては「共生型福祉構想」の具体化の検討の中で課題や問題点を整理し、その上での積極的な検討が必要です。

また、現行制度では認められていませんが、ユニット型特別養護老人ホームの一部を居住施設として障がい者が利用できないかの検討も将来的には必要です。

移動支援

休日の過ごし方の一つとして利用される方が多いため、希望日時が重なり支援者の不足等により、十分にはニーズに応えられていない状況で、支援者の確保が課題となっています。現任者への研修を学生や定年退職された方等、比較的支援の担い手になりやすい方に対しての周知を強化するなど、人材確保や育成の工夫により支援者の確保・充実に繋げていく必要があります。

日中一時支援

この事業は入所系施設による短期入所事業の日帰り利用が、法改正を機に地域生活支援事業に位置付けられた経緯があり、報酬単価が低いことと設備面や人員配置のハードルにより、新規参入が進んでいません。

家族の緊急時に利用できるサービスのひとつとして、圏域内の提供体制が整備されること強く望む声もあり、日中活動系事業者において対応できる体制を整える必要があります。

おわりに

9種類のサービスについて提案しましたが、福祉サービスの適切な提供を目指し、社会資源の整備やサービス提供体制の構築を進めていくには、障がい福祉に限らず、高齢者や児童福祉の現場においても同様ですが、支援者（人材）の確保が大きな課題となっています。

協議会としては、現に働いている人にできるだけ長くこの圏域で働いていただくための取り組みを今年度から実施することとしています。新たな支援者の確保は各事業所、行政、保護者・家族の連携した取り組みも不可欠です。

今後とも、京都府や府社会福祉協議会とも協調して人材確保のための施策を推進するとともに、新規職員の住居確保や奨学金返済の支援等、この地域独自の効果的な施策の検討も計画に位置づけ、その実現を図ることも重要です。

また、障がい福祉サービスを進める上で必要不可欠なものとして、地域住民の理解があります。残念ながら住民理解が得られないため、事業が進まないケースがこれまでいくつかありました。

障がい者への理解促進に向けて行政も様々な努力をされていると思いますが、これからも障がい者と市民の交流場面の創出を初めとした様々な啓発活動を積極的に進めていただくようお願いします。